

分析フェミニスト哲学者によるポルノグラフィ批判 (悪いポルノ、悪い哲学)

応用哲学会第 14 回年次研究大会

京都女子大学

江口聡*

2022 年 5 月 28 日

1 原点としてのマッキノンのポルノ批判と規制の提唱

1980 年代以来、性的な表現をめぐる議論は、マッキノンらの反ポルノ・ラディカルフェミニストたちの主張と、よりリベラルで寛容な立場との対立をめぐるおこなわれている^{*1}。反ポルノ派傾向の研究者たちによれば、性表現の一部はしばしば暴力的であるばかりでなく、女性蔑視的・女性差別的であり、女性を性的モノ化／モノ扱い (objectifying) し、女性の地位や評価を下げる (subordinate, degrade)。一部のフェミニストは男女の平等を求め、女性の社会的地位の向上を求めるなかで、ポルノを家父長制あるいは男性優位社会の象徴として批判するだけでなく、場合によっては国家になんらかの規制を求めるべきだと考える。ただしポルノに批判的な研究者たちも、すべての性表現を批判しているわけではなく、性差別的あるいは暴力的かつ露骨な性表現だけをポルノグラフィと呼びそれらのみを批判していることには注意が必要である^{*2}。この「ポルノグラフィ」という語の用法は混乱を招きやすいと考えられるので、本論では、おおまかにいって、性的に露骨な表現をポルノと呼び^{*3}、性差別的なポルノは性差別ポルノ、暴力的ポルノのように内容を明示するようにしたい。

女性に対する差別・不平等な扱いと、性暴力の社会的蔓延に対する批判意識・危機意識は 1960 年代後半からの第二波フェミニストたちの共通の問題意識であり、多くの論者がいかにして不平等を是正し性暴力を防ぐかについて考察をめぐらしている。なかでもフェミニスト法学者のキャサリン・マッキノンは影響は甚大で、フェミニストによるセクハラが発見とポルノ批判のバイブル的な扱いをされていると言ってよいように思う。ただし

*eguchi.satoshi@gmail.com。コメントいただければ幸いです。

*1 ここでいう「リベラル」には一部のフェミニストも含まれる。またリベラルな立場のなかには、さらに親ポルノ派というべき立場も存在する。

*2 マッキノンの「ポルノグラフィ」の定義は、「図像あるいは言葉によって女性の従属 (subordination) を写實的で性的に露骨に表現したもの」に類するものである。subordination の具体的な事例が、性的な展示、劣位にある姿勢、異物の挿入その他として示されることがあるが、その解釈は難しい。

*3 もうすこし限定すれば、「読者・視聴者の性的欲求や性的興奮を喚起することを目的として制作された性的に露骨な表現物」である。

マッキノンの主張や文章にはわかりにくいことがあり、1990年代ごろからのフェミニスト哲学者たちの課題の一つは、マッキノンらの主張の核にある鋭い洞察を、統合的に理解可能なものにするということだったと見ることができる。

反ポルノ／ポルノ擁護の対立の主戦場となった米国特殊の事情として、もしポルノが言論（スピーチ）であれば、それらはほぼ絶対的に保護されるべきであり、一切の国家的な規制が違憲とされるという憲法（修正第一条）上の大前提が存在することに注意が必要である。そして最高裁判決により、図画や映像によるポルノ的表現もスピーチであるということが確定している*4。こうした憲法上の前提のために、もし規制を求めるのであれば、反ポルノ派はポルノはスピーチというよりはなんからの行為であるという議論を提出しなければならない。もし(1)ポルノがスピーチであると同時に行為でもあり、かつ、(2)ポルノが女性を格下げする行為、すなわち差別的行為であるならば、公民権法(1964)に訴えることができる可能性がある。マッキノンらの反ポルノ派が試みたのはこの方針での民事的立法だが、憲法判断ではやはり違憲とされた*5。しかし、マッキノンの発想や理論には独特の魅力と説得力があり、またフェミニスト分析哲学者たちのポルノ問題分析の鍵として、統合的な解釈をおこなう試みがいまだになされている。

さて、マッキノンの主張の核を確認するならば、彼女のポルノ批判において注目されるべき二つの主張は、(1)ポルノは女性を格下げするものであり、また(2)ポルノは女性の「本性」を構成する。キャスリン・ジェンキンスやマリ・ミッコラは(1)を「(女性)格下げ論」(subordination claim)、(2)を「(女性)構成論」(construction claim)と名づけている。マッキノンの文章から、これらに対応する典型的な個所を見てみよう。

私たちが資源やその他すべてのものから排除してきたのは、単なる頭のなかにある諸観念ではない。私たちが制約し閉じ込めてきたものは、女性のアイデンティティについての社会的意味でもあるのだ。もし女性というものがヒエラルキー的に定義(define)されるものであり、そしてまたもし女についての男性的観念が女性であることを定義するのならば、そしてまた、男たちが権力をもっているならば、この観念が現実になるのだ。それゆえ、それはリアルなのだ。それは単に幻想だとかファンタジーだとか誤りだというだけではない。それは、押し付けられる(enforce)ことによって身体化される(embodied)のだ。(MacKinnon, 1987, 119, 強調原文)

これをできるかぎり平明に解釈すれば次のようになるだろう。社会に生活する人々は男性と女性というグループ・階層に分けられており、常に男性グループが優位にあり、女性

*4 ポルノのなかでも特に「猥褻」(obscene)とされる表現ならば修正第一条で保護されない。猥褻の基準は明らかに不快なハードコアの性的行為を描写または記述しており、さらに、(a) 平均的な人が、その所属する地域社会などのコミュニティのそのときの基準(contemporary community standards)に照らしてその表現物を見た場合、全体として好色的な興味に訴えていると考えるか、(b) その表現物が、当該州法によって明確に定義された性的行為を、明らかに不快感をえる方法で、描写または記述しているか、(c) その表現物が、全体として見た場合、まじめな文学的、芸術的、政治的または科学的価値を欠いているか、である(ミラー判決)。これはかなり厳しい基準であり、フェミニストが批判している性差別的なポルノの大半は現在のところ猥褻物には該当しないと考えられている。また児童ポルノも修正第一条で保護されない。

*5 江口他(2004)。ただしもっとよい文献が他に大量にある。

は地位の低いものと位置づけられている。権力のある男性グループが集合的に、女性はこれこれこうしたものとか、こうあるべきだと考えるならば、女性グループの成員は男性グループの権力に従わざるをえず、男性たちが思い描く通りに、あるいは要求し期待するおりの姿で生きなければならない。そしてこうした図式は少なくとも女性にはリアルなものである、と言いたいのだろう。

またそれゆえ、男性が女性を性的な「モノ」と思いなしたりそれに類した願望をもち、またそうした通念や願望を性差別的ポルノに表現しそれを集団的に享樂するならば、女性たちはそうした通念や願望を自分自身で実現せざるをえず、それは結局は「現実」と見なされるようになる、という話だと思われる。

2 ラングトンのオースティン援用によるポルノ批判

1990年代、レイ・ラングトンらの分析フェミニスト哲学者は、オースティンの言語行為論を使って、ポルノが言語行為であり、発語媒介行為としてみた場合に性暴力や性差別の直接的・間接的な原因となっているだけでなく、(1) 発語内行為として、性差別的ポルノそのものが女性を「格下げ／従属化」(subordinate)し、また、(2) 女性の発言を「消音・黙殺」(silencing)するとした^{*6}。ポルノは女性を男性より劣ったもの、男性に従属するものとして描くことによって実際に女性に従属させる発語内行為をおこなっている。また、性差別ポルノは、女性がたとえば性的関係を拒否する際の「ノー」を、男性がそのまま拒否として理解する (uptake) することを阻害することによって、女性の発語内行為をおこなう自由と能力を損ねる。

ラングトンの議論はマッキノンらの洞察を言語哲学的に解釈しなおしたものとして興味深いものだが、問題点は、大きなものをあげれば次のようになる。(1) ラングトンが「ポルノグラフィ」として考えているものが具体的にどのようなものか不明瞭であり、さらに個別のポルノ作品を考えているのか、あるいは大量のポルノ作品の総体を考えているのかが不明である。(2) ポルノが、そのスピーチ自体によって現実の女性を格下げ／従属化するといえるほどの権威や実効力をもつとは考えられない。(3) 仮に女性の拒絶がポルノの影響を受けた男性によって拒絶と理解されないことがあるとしても、それはポルノの発語媒介行為の結果であり、実証的な裏付けが必要である (江口, 2007)。彼女の議論には他にも難点が多い^{*7}。しかしながら、ラングトンらの言語行為論を援用したポルノ批判プロジェクトは、分析フェミニズム哲学といえる研究アプローチの流れを作りだしたといっただろう。

3 サールの社会的存在論の枠組み

最近では、社会的存在論アプローチ、あるいは社会構成主義アプローチと呼ぶべき研究方針が打ち出されているので、本論ではそれらを概観し検討したい。社会存在論あるいは社

^{*6} Langton (1993, 2009)

^{*7} Green (2000), Harris and McKinney (2021)などを参照。フェミニスト分析哲学者による内在的批判としては、Mikkola (2019)、Antony (2014)などを参照。

会構成主義アプローチは、キャサリン・ジェンキンスやマリ・ミッコラら、ラングトンよりも一・二世代下の分析フェミニスト哲学者たちが有望と見るアプローチである。ラングトンと同様に、彼女たちの議論もマッキノンの主張を再解釈する形で進められる。今回は特にジェンキンスの発想を紹介しよう (Jenkins, 2017)。彼女は、ポルノ問題の分析の土台として、ジョン・サールの『社会的世界の制作』 (Searle, 2010) などでの社会的存在論を援用する*8。

サールの『社会的世界の制作』によれば、社会は単なる人やモノなどの物理的な存在やその集合だけが存在する場ではない。なにより人間の社会には貨幣、権威、権力などの社会制度が存在している。5000円札はモノとしては印刷された紙にすぎないわけだが、我々が集合的にそれには印刷された紙切れ以上の価値があるとみなすがゆえにそれ以上の価値のあるものと扱われる。権威や権力をもつ人々も、物理的には単なる一人の人間にすぎないが、私たちがその分野の権威であるとか、権力を認めているがゆえに実際に権威や権力をもっている。サールはサールはそうした人間社会を作りだし維持している社会的現実是我々が言語的な能力と行為によって作りだしていると指摘し、社会的存在を理解する上で次の六つのキーワードをあげている。

地位機能 (status function) 人間は物や人に、それらのもともとの物理的構造だけでは遂行されないような機能を付与する能力をもつ。私有物、大統領、20ドル札、大学教授などはそうした例であり、それぞれ(下の)義務論的権能をもつ。

集合的志向性 (collective intentionality) 人や物が地位機能をもつには、集合的な受容 acceptance や承認 recognition が必要である。つまり、皆がそれはそうした地位をもっていると思う、ということが必要である(「受容」や「承認」は、人々がそれを自発的に望むということではなく、それを望まないとしても、そうしたものとされているということをも認める、ということである)。

義務論的権能 (deontic power) 地位機能には人々の間での義務に関する権能(義務・権利関係の力)がそなわり、権利、責務、義務、要求、許可、認可、権原などがともなう。(「訳語としては、「規範力」「指令力」「指図力」ぐらいの方が意味をとらえてるかもしれない。)

欲求独立な行為理由 (desire independent reasons for action) 義務論的権力が人々によって承認されている場合、それは行為者本人の欲求から独立した行為の理由、つまり本人が望むと望まざるとを問わないタイプの理由が与えられる。

構成的ルール (constitutive rules) ある制度や地位機能自体を成り立たせるような規則を構成的ルールと呼ぶ。「車は左側を走れ」といったルールは「統制的」規則であって、こうしたルールが存在しなくても自動車は道路を走ることができる。もっとも事故が起きやすくなるかもしれない。これに対して、野球にその基本的なルール、たとえばスリーストライクでバッターはアウトになる、などのルールが存在しなければ、そもそも野球というゲームそのものが存在しない。同様に大統領や1万円札も、その義務論的権能をさだめる構成的ルールがなければ存在するとはいえない。

*8 余計なことを言えば、フェミニスト分析哲学者の流行は、ラングトンによるオースティンの言語行為論の援用から、サールの社会的存在論の援用にアップデートしたわけだ。

統制的ルールの基本形が「(もし C なら) X せよ」であるのに対し、構成的規則の基本形は「X は文脈 C において Y と見なされる」(X counts as Y in C) である。大統領選挙に勝利した候補者は、米国においてその任期中大統領とみなされ、米国軍隊の最高司令官その他の権限をもつ、といったかたちになるわけである。

制度的事実 (institutional facts) サールは制度の有無にかかわらない原事実(生の事実、brute fact) と、なんらかの制度を前提にしなければ存在できない制度的事実を区別する。所有という制度がなければ泥棒は存在せず、結婚という制度がなければ夫や妻といった地位は存在せず、たとえば、「夫が不倫した」という事実も存在しない。制度は構成的規則の体系である。

サールによれば、あらゆる地位機能および制度的事実は、(広い意味での) 宣言 (declaration)、言語的活動によって創出されるとされる(ただし明示的でない場合もある)。これをサールはこれを地位機能宣言と呼ぶ。

4 ジェンキンスのアイディア

さて、ジェンキンスのアイディアはこうしたサールの社会的存在についての議論を、ポルノおよび男女の社会的関係に援用しようとするものだ。彼女の議論の骨子は次のようになる(ジェンキンスはポルノをほぼ日常的な意味、つまり「露骨な性表現」に類した概念として定義しており、そのなかの女性蔑視的なものをミソジニーポルノ、m-porn としている)。

- (J1) 制度的存在者は、その地位機能の集成的志向的承認によって構成される
- (J2) ジェンダー化された個人(女性 women や男性 men) は制度的存在者である
- (J3) ミソジニーポルノにおける女性の描写・表象(representation) は、女性 woman の地位機能についての集成的志向的認識を生み出す。ここでは「女性」は次のように規定されることになる。「メスの人間たちはこの近辺ではオスの人間(たち)の使用のためのモノとみなされる」“females count as objects for male sexual use around here”
- (J4) (J1) から (J3) により、ミソジニーポルノは女性をオスの人間の性的使用のためのモノとして構成する

(J4) まででマッキノンの主張の性的モノ化や女性構成論の側面を解釈することができる。さらにモノ化から格下げ論が導出される。

- (J5) ある人物が他者の使用のためのモノとして構成されるとき、その人物は格下げ・従属化される
- (J6) (J4) と (J5) から、「ミソジニーポルノは女性を格下げする」といえる(格下げ論)

このようにしてマッキノンの「構成論」と「格下げ論」は、サールの社会的存在論の枠組みで十分筋の通ったものと解釈できる。そして彼女は、マッキノンらのポルノ批判・ポルノ規制運動は次のようなものだと解釈できるとする。

女性を男性の性的使用のためのモノに還元してしまう制度的現実面に面して、われわれは、女性が完全な人格性を認められる別の制度的事実を主張する。……構成論の主張をこう解釈すると、現在優勢な女性蔑視的な女性の構成を間違っただとかニセのものだとか記述することは、それを受け入れることを私たちが集合的に拒絶しようとしていることの、そして、われわれが現状とは違った社会的現実を作り上げようとしていることの表現なのである。

フェミニストのポルノ批判や規制運動は、ミソジニーポルノとその背景にある女性蔑視的な文化に対して批判的な態度を取ることであり、というこの解釈はおそらく妥当である。そして、過去のものや現状とはちがった、改善された社会的現実をつくらうとする政治的態度も政治的に正しい。しかし、私に関心のある問題は、このような哲学的議論は、その政治的な正しさはどうか成立しているだろうか、ということだ。

5 検討

5.1 性的使用のためのモノ

まず、ジェンキンスの (J3) で現れる「性的使用のためのモノ」(objects for male sexual use) に触れておこう。ポルノや他の多くの表現物において、また現実の人間関係において、女性が性的なモノ・客体であるとみなされ使用されている、という発想は第二波フェミニズムの基本的な発想である。人をモノとして扱うことが道徳的に不正な側面をもつこと、すくなくとも道徳的に問題含みであることは広く認められている (江口, 2006, 2019)。セックスには、身体をもった他人を自分の性的欲望を満足させるために肉体というモノとして使用するという側面があることは否定できない。また表現物においてモデルは実際に被写体というモノ・オブジェクトとして撮影・描写され、メディアに載せられ、この意味でも人はモノとして扱われていると言える。さらにはそのポルノをマスターベーションのための刺激としてもちいるとき、人とその描写をまさに道具として使用していると言える。

人間のモノ化のもっとも極端な形としては、一方が他方の同意がないままに自分の欲望のためにその肉体あるいは心的な側面を含んだ人格を、単なるモノとして使用するという事態がありえる。性的暴行はそうしたものであるし、他にも操作的・心理的虐待的な関係において一方が他方を不正に使用することというものはありえる。奴隷制も人間のモノ化の極端な例であり、道徳的に極端な不正であることは言うまでもない。

通常のセックスにおいて、男性が女性を一方的に使用する、という形になっているかどうかは議論の余地がある。おそらく、よいものとして経験されるセックスにおいてはそうした一方的な使用・被使用という図式にはなっていないだろう。「よい」セックスではおそらく理想的には、両者（あるいはそれ以上の参加者たち）は、同意の上で、互いを性的なモノとして扱いながら、同時に人間として敬意を払いあい、また互いの欲望や快楽を気にしているだろう。そのような理想的なセックスでないとしても、当事者の十分な同意があれば道徳的な懸念を払拭するに十分である、という考え方もあるだろう (江口, 2010, 2016)。

ちなみに、痴漢行為やポルノなどにおいて、視聴者や痴漢によって、女性が単なるモノ／物体として扱われている、という表現は、若干誇張的な部分がある。男性（あるいは女性が）ポルノ作品を視聴したり痴漢行為をおこなうのは、その対象が「物体」だからというよりは、むしろ対象が（通常は意識をもった）人間の女性（あるいは生物学的にメスの人、あるいは社会的に女性）だからである。したがって、ポルノや性犯罪者たちは女性をモノとして扱っているというよりは、十分な道徳的権利やパーソナリティーや自由意思をもった人よりも低い存在すなわち準^{サブ}パーソンとしてあつまっている、と表現する方がより正確ではあるだろう。ジェンキンスものちに表現に変更している（さらに「男性の性的使用」を単に「男性の使用」にあらためている）。単純にいつてしまえば、ジェンキンスやマッキノンらに代表されるフェミニストたちは、ポルノや性暴力やそれに準じる差別的な社会的取り扱いにおいて、女性は一人前の人としてではなく、人としての敬意を十分に払われない準^{サブ}パーソンとして扱われている、と言いたいのである。（ただし「モノあるいは準^{サブ}パーソン」といった表現は煩雑なので、以下では「モノ」とだけ表現することがある。）

5.2 制度的存在としての女性：「女性」は「機能」をもつか？

さて、(J1) はサールの主張そのままなので、今回はそのまま認めておくことにしよう。しかし、(J2) 「ジェンダー化された個人（女性や男性）は制度的な存在者である」にはわかりにくいところがある。

ジェンキンスは、ポルノグラフィがおこなう地位機能宣言によって、「女性」は「男性（あるいはオスの人）」の使用のためのモノ（あるいはサブ^{サブ}パーソン）とみなされるようになると言いたいわけだが、ポルノによって、男性が女性を性的に使用する権能をもつ、あるいは女性が性的に使用される義務を負っている立場におかれる、という発想は、そのままでは私には理解しがたい。個人として、あるいはグループとしての女性・男性が制度的な存在者であるとはどういうことだろうか。

背景にある基本的な発想はいちおう理解可能であり、現在ではジェンダー研究者のみならずごく一般的になっているものだ。生物学的なオス／メスとしての人間と、社会的な男性／女性とは区別すべきであり、我々は身体的なオス／メスにほぼ応じて、男性／女性として二つのグループにジェンダー化されている、というものだろう。「ほぼ」であるのは、生物学的なオス／メスについても、すべての人間をオス／メスにクリアカットに分割することはむずかしい場合があること、そしてジェンダー化された個人としての我々の性的な自認や生活様式その他が、生物学的なオス／メスとは一致しないことがありえるためだ。頻繁に指摘されるのは、こうした社会的な意味での男性や女性には、それぞれ社会的なふるまいの規範や期待や（ぼんやりした）社会的な義務、ジェンダー役割がつきまといっていることだ。男性は強くて逞しく家庭においては主たる稼ぎ手となることを期待されるとか、女性は優美で清潔でやさしく家事をすることなどが期待される、などなどといったことである。しかしこれらは期待や要求ではあるだろうが、サールが考察の対象としている制度的な義務とまで言えるだろうか。つまりわかりにくいのは、サールの意味での制度的存在者としての「男性」「女性」とは、具体的にはどのような制度におけるどのような存在者か、そしてその存在者はどのような権限や義務をもつのか、ということである。

サールの枠組みでは、制度的存在者や制度的現実、社会的制度がなければ存在しないようなものであり、それは特定のはっきりした地位機能と義務論的力をもつ。1万円札は物理的にはただの印刷された紙だが、皆がそれに1万円の価値があるとみなしているがゆえに、それを渡せばかなり豪華な食事をする事ができる。バイデンは物理的にはヒトのオスの老人にすぎないが、アメリカ大統領として、アメリカ軍を指揮し、ことによれば核兵器を使用して世界を破滅することができる。では、社会的な「女性」や「男性」に、そのような特殊ではっきりした機能や権限があるだろうか？ 言い換えれば、男性や女性に要求されるもの、あるいは権限として与えられるものは、サールが考えているほど強い拘束力（義務論的権能）をもつという意味で制度的であるのだろうか。

たしかに、たとえば女性であること、あるいは女性と認められることが女性専用スペースに入る権利を含むということはあるだろう。大統領や学長、教授、あるいは学生などの職務や地位が制度的なものであり、その制度の内部で権限や義務をもつ、ということはわかる。しかし我々の社会で、女性あるいは男性として、広く社会的に認められた制度的な権限や義務があるといった考え方には抵抗がある。もうすこし検討をつづけよう。

5.3 地位機能宣言する者は誰か：「ポルノは～する？」

ジェンキンスの (J3) に戻ると、ミソジニーポルノがメスの人をオスの人の性的使用のためのモノとして描いている、というジェンキンスの主張は、メスをオスの性的な使用のためのモノとして描いているものがミソジニーポルノだ、程度しか言っていないように思える。ちなみにジェンキンスがここで扱っているミソジニーポルノグラフィの定義を再確認すると、「女性の虐待 (abuse) および格下げ (degradation) を是認し、許容し、推奨するようなしかたで描いているポルノグラフィ」である（ポルノグラフィの定義はミッコラのすこし複雑な定義を使っているが、基本的には「使用者の性的な興奮を目的にした性的に露骨な表現物」程度に理解してかまわない）。

さて、くりかえすが地位機能は言語的な宣言によって成立する（典型的な例はあとで見る）。では、ジェンキンスのポルノの分析において、「女性は男性の性的使用のためのモノとみなされる」という内容をもつ宣言をおこなうのは誰だろうか。これは前述のラングトンのオースティンの言語行為論の枠組みをもちいた議論についても、「ポルノグラフィ」とされる発言者・言語行為者は誰であるかが不明であるとして指摘されていた難点である。

ポルノ作品の俳優や監督やプロデューサーが個人として、女性を社会的に従属させ女性の発言を無効にしたりする発語内行為をおこなえるほどの権威をもったスピーカー（発話者）である、とは考えにくい^{*9}。また、仮にそうだとすると、正確な表現は、ポルノが女性に従属化する発語内行為をおこなっているというよりは、監督やプロデューサーがポルノという表現方法を用いて、あるいはポルノを通して発語内行為を行っている、というものになるはずだ。同様にジェンキンスの言うように、ポルノが社会的存在者としての男女をつくり出すという宣言をおこなっているとされるときに、個別の監督やプロデューサーがそうしているとは考えにくい。

^{*9} Harris and McKinney (2021, p.80).

ポルノ業界が、業界全体としてそうした宣言をおこなっているのだと考えることもできるかもしれないが、ポルノ業界とはけっきょくはポルノ業者をグループにまとめたときの表現にすぎず、「業界」自体はそれがなんらかの集合的な（言語）行為をおこなえるほど組織化された団体であるとは言にくい。むしろポルノ業界を見るならば、さまざまな制作者が、消費者のニーズにあわせて、さまざまなことを表現していると見るべきだろう。

誰がポルノであるか、ポルノを作っているのは誰か、という問題に対して、それは「文化」である、あるいはフェミニストであればもっと狭い「男性支配的文化である」という答があるかもしれない（マッキンはそう答えそうである）。しかしこう解釈してしまったときには、もはやサールの枠組みとはまったく関係のない地点に辿りついてしまっているように思われる。

ラングトンにしてもジェンキンスにしても、「ポルノは～する」という表現を使うときに、誰がその発言者であるのか不明なかたちで議論しているのである。（ミソジニー）ポルノという単なる概念に、擬似的な人格を認めようとしているのでなければ、彼女たちはマッキノンの「ポルノは～するのだ」という表現上のレトリックや省略的に欺かれている可能性がある。

5.4 文脈 C：「この近辺では」

上のジェンキンスの定式「メスの人間は、「この近辺では」（around here）オスの人間の使用のためのモノと見なされる」という地位機能宣言文における「この近辺では」には違和感がある。

単なる自然物とちがいで、地位機能をもった社会的存在者は、その地位機能が集合的に認められている文脈でのみその機能をもつ。選挙によってアメリカ大統領が軍隊の指揮権をもつのはアメリカに限られた話であり、それはアメリカ国民が集合的志向的受容・承認によってそうした機能や権限を認めているからである。では、仮に（ミソジニー）ポルノグラフィが女性は男性の性的使用のためのモノであると宣言していると言われるとき、その機能やそれに付随した義務論的権能が認められる範囲はどの範囲だろうか。

「この近辺では」は、もとのサールの定式での「文脈 C において」の部分を埋めるために挿入されている。バイデンはアメリカ合衆国で、そして任期が切れるまで、という文脈で大統領とみなされている。しかしポルノが「この近辺ではメスはオスの使用のためのモノだ」と宣言しているとして、「この近辺」とはどういう文脈を指しているのだろうか。

ジェンキンスの「この近辺では」は、いくつかの解釈を許すものに見える。(1)「このポルノのストーリー内部では」である。フィクションや演技を含んだポルノの内部では、まさに女性がサブパーソンとして描かれることはあるだろう。しかしこれは（それ自体では）道徳的には問題がないように思われる。

(2)「その特定のポルノの制作者とその視聴者たちのあいだでは」という解釈がありえる。制作者や視聴者が、登場人物ではなく女性パフォーマー自身をサブパーソンと見て扱う、ということがありえる。これが女性パフォーマーを十分な権利をもったパーソンとしての資格をもたないサブパーソンとして扱うということであればあきらかに道徳的に不正だろう。さらに、(3) また「ポルノ制作者全体とポルノ視聴者全体のあいだでは」と

いう解釈もありえるかもしれない。この場合は女性ポルノパフォーマーたちが性的使用のためのモノとされることになる。さらに(4)「この(ポルノ的な)社会・文化では」という可能性もある。この場合は女性全体(あるいはその一部)が男性の性的使用のための単なるモノあるいはサブパーソンとみなされることになる。あるいは(5)「ポルノ視聴者のベッドルーム(あるいは勤務先)」などだろうか?サールの地位機能宣言は社会的存在をつくり出すわけだが、それはまさに集合的な承認を背景にしたものなので、文脈Cが「この近辺」などといった曖昧なものではありえないように思われる。「この近辺」がどの近辺であるのか、ポルノが作り出すといわれている社会的現実なるものがどこに存在するのか明示するべきである。

5.5 集団的志向的承認をおこなうのは誰か

世界には「ポルノ」一般が存在するわけではなく、存在するのは個々の(それぞれ数分〜数十分)ポルノ作品や動画である。オンライン動画に限ってもポルノ的作品の数は膨大であり、そしてそれらに描かれるさまざまなセックスは非常に多様であり作品数も膨大である。そのなかで、ジェンキンスらというミソジニーポルノがどれくらいの割合を占めるのかは不明である(ジェンキンスは Dines (2011) を参照して「相当ある」と想定するにおわる)。

たった1本のポルノ作品やその視聴が、女性は男性の性的使用のためのモノであるという集団的志向的認識を生み出すということはないだろう。では、ミソジニーポルノが、多数の男性によって、数多く見られることにより、視聴経験の累積として集合的志向的承認を生むのだろうか。これはかなり理解しにくい。あとで少し見るように、実際のポルノ作品群は膨大かつ多様で、全体としてなんらかのメッセージを提示しているとは考えにくいからだ。ポルノ作品群は膨大に存在するとはいえ、さらに膨大な出版物・映像作品のごく一部を占めるに過ぎず、なぜポルノ(それもミソジニーポルノ)が人々に対してそれほど影響力をもつと考えられるのかわかりにくい。私自身は、このような議論を読むたびに、ほぼ魔術的・神秘的な力を想像してしまう*10。

5.6 サール本人の限定

たしかにサールは次のように言っている。

我々は、ある現実が存在すると表象 (represent) することで、その現実を創出する能力をもっている。そのようにして創出できる現実は、つねに義務に関する現実——権利、責任等を与える現実——である。これはつまらないことではない、なぜならそうやって創出される義務関係こそは、人間社会を繋ぎ止める接着剤の役割を果たすものにほかならないからだ (Searle, 2010, 訳 140、訳文は変更)。

ただしこの「表象することによって現実を創出する」能力は、我々がなんでも自由に創

*10 率直な印象として、分析フェミニスト哲学の一部には私にはこうした神秘的・呪術的な発想があるように見えている。

出できる能力ではない。われわれが言語によってなにごとかをなすには、背景に社会的な制度や、集合的な承認といった装置が必要である。私が手元にあるちっぽけな銅のコインに、ポルシェを買える価値があると想像し、それを表象したとしても、そんな現実を創成することはできない。ポルノはそのようなものだろうか？

実際にサールを読めば、彼はそうした神秘的な解釈を明示的に拒否している（第4章第13節）。彼は地位機能宣言について、それは「その力がただ口で何事か言うだけで生まれるというのだから、それをまるで呪文のごときものと思って神秘的な解釈に向かう人がいてもおかしくない」ので「もっと慎ましく現実的な水準に下ろしてくる」必要があるという。現実的な話としてサールが例に出しているのは、パブでサール自身が3杯ビールを注文し、席にもどって「これがサリーのでこれがマリアンのでこれが私のだ」と宣言するような事例である。こうした具体的な例示でサールの宣言がなにを意味しているのかはわかる。またこのような宣言は必ずしも明示的でない場合がある。単に買ってきたビールのグラスをテーブルのそれぞれの前に置くだけで宣言がすまされる場合もあるだろう。彼が他に例として上げている、大統領の任命・就任、紙幣の発行、学部長から教員に対する公式の指示などが何をしているのかを、我々はよく知っている。同じようなことがミソジニーポルノについて言えるだろうか？

また、社会的存在者の地位や義務は、誰かが勝手に宣言できるものではないのである。

例えばオーストラリアで何か集会が開かれて、「ジョン・サールは我々に千ドル支払う義務がある」と決めたとする。かれらは私に対し、「XはCにおいてYとみなされるんですね。我々はあなたをこの文脈において我々に借金している者とみなします」などと言うのである。だが私が実際にそのような義務を引き受けたのでない限り、かれらの主張はいかなる効力ももたないし、かれらが存在すると主張する義務も実際には存在しない（第6章第1節、邦訳 pp.206-207）。

結局のところ、もし仮にミソジニーポルノと呼ぶべきものがポルノ全体のなかにある程度存在していることを認めるとしても、そのミソジニーポルノ群が、他の女性蔑視的でないポルノ群を凌駕して、社会の人々の集団的試行的認識なるものを生み出す、ということは経験的にありそうもない話である。

6 実態はどうなのか

ポルノ産業はとにかく巨大であり、統計的な形でさえその実態を捉えるのは難しい^{*11}。だが、ポルノ視聴者の実態の調査は多いとはいえないまでも、それなりの研究は存在する。直接に大手フリーポルノサイトの Pornhub の動画 409 本と 166 人のインタビューを利用した Shor and Seida (2020) *Aggression in Pornography* は、攻撃的なポルノ（上記での性差別的ポルノや暴力ポルノに対応する）がどの程度存在し、どのように視聴されているかを調査したものだ。Shor たちは研究のとりあえずの結果として以下の知見を提出している。それらは、近年ジェンキンスやミッコラチ、フェミニスト哲学者がしばしば

^{*11} Tarrant (2016) などは比較的がんばっている。

参照する強硬な反ポルノ派の Itzin (1992) の *Pornography* や Dines (2011) *Pornland* などが提出している「証拠」とは大きく食い違いが、20 年前の Loftus (2002) の *Watching Sex* のような実証的研究とは十分整合的である。

- ほとんど視聴者はファンタジーと実際の行動を分離している。視聴者が好むポルノの傾向と、生活における性行動はかなりちがったものになっている
- 視聴者は、攻撃的な描写を考える際に、同意とパフォーマー双方の快楽を強調している。攻撃的ポルノを好む人々も、その作品に同意と快楽のしるしをもとめるのが一般的である
- ほとんどのビデオは（広く定義された）攻撃を含んでいない。人気作品の 2 % 以下、ランダムに選択しても 10 % 以下である
- メインストリームポルノが次第に攻撃的にはなっているということはない
- ほとんどの視聴者は攻撃的でないものを好み選ぶ。ただし 2 割程度は攻撃的なものを探す
- 比較すると、男性よりも女性の方が攻撃的な内容のものに興味を示しやすい
- 視聴者は女性パフォーマーが快感を感じていることを表現している動画を圧倒的に好む

こうした実証的な知見は、ジェンキンスの社会存在論アプローチにどう影響を与えるだろうか？

「ミソジニーポルノ」をどう定義するかに依存するが、もしショアらの攻撃的ポルノとほぼ同一視してよいのなら、そうしたポルノを視聴している人々はさほど多くない、ということである。「女性」が集合的志向的承認によって「男性の使用のためのモノ（あるいは準人格）」とされ、使用のためのモノとしての地位機能をもっていると言うためには、社会の相当の割合が承認しなければならないはずだが、ミソジニーポルノがそれほどのシェアをもっているとは言いにくい。

マッキノンたち第二波フェミニストたちが 1970–80 年代問題にしたポルノは、ハードコア雑誌のグラビアやハードコアポルノ映画であり、ある程度のストーリーをもち、それにあつたセットが組まれていた。しかし現在アメリカで合法的に制作されるポルノビデオのほとんど（95 %）は Gonzo ポルノ、つまり単なるセックスシーンを映しただけで、ほとんどストーリーと言えるものをもっていない。セックス以外の会話も普通の意味での「演技」もほとんどなくなっている。単にパフォーマーたちのセックスが映しだされるだけである。さらにいえば、1970 年代ならば、ポルノユーザーは、好みの雑誌（Hustler や Penthouse など）を購入し、そこに掲載されているシリーズグラビアを見る、あるいはポルノ映画館で上映されている映画を見る、などが一般的な形であり、ある程度は「御仕着せ」のポルノを見て満足していたかもしれない。こうした寡占状態では、ごく限られた数の制作者たちのファンタジーが視聴者たちに強い影響を与えたということがあるかもしれない。1970 年代のヒット作『ディープスロート』や『グリーンドア』といった古典ハードコアポルノはストーリーをもっているために、解釈次第ではマッキノンが読みとるようななんらかのメッセージを読みとることもできるかもしれないが（「あの女を手に入れろ」「女性は男性の性的使用のための物品だ」）、現在の Gonzo ポルノから直接的なストーリー

や言語的メッセージを読むことは一般には難しいように思われる。

現在の実際のポルノユーザーの行動を見ると、彼ら（そして彼女ら）はランダムに映し出されるものを視聴しているのではなく、多くの場合自分の欲求と好みのファンタジーにしたがって、コンピュータに検索語を入力しネットをサーフィンして自分たちの好みにあったものを探しているにちがいない。好みでないパフォーマー、好みでない描写のポルノはすぐに別の映像に切り替えられる。もし可能だとしても、ポルノ制作者たちが自分たちが考える女性の地位機能についての「宣言」をおこなう余裕などまったくないだろう*12。

早い話が、現代の巨大なポルノ産業と多様なポルノ流通のもとで、マッキノンやジェンキンスが想像するような形で、なにかはっきりした思想や制度が視聴者たちに共有される、などということは考えにくいのである。ポルノ業界は基本的には、他人たちがお金を払って喜んで見るだろうという映像をそれぞれ作りだしている産業にすぎない。

我々の影響がメディアから大きな影響を受けていること自体はまちがいが無い。どんなメディアに触れたかによって、どんな人物になっていくか影響されることはたしかにある。しかしその影響はポルノだけでなく、テレビドラマ、バラエティ、映画、マンガ、アニメ、新聞、ラジオ、ポップ音楽、哲学書などさまざまなものから私たちが選んでいるものでもある。我々は自分の欲求や幸福やファンタジーと、他人の要求や欲求やファンタジーや思惑を気にする動物だ。さまざまなメディアから他の人々のファンタジーや考え方を学び生活に生かそうとするのも当然のことだ。なぜポルノ（ハードコアポルノ、あるいは性差別・ミソジニーポルノ）の影響や「権威」をそれほど大きく考える必要があるのだろうか？

7 悪い哲学を作りださないために

けっきょくのところで、マッキノンの発想から重要なものを汲み出したいというラングトンやジェンキンスらの試みは、知的・哲学的には興味深いところがあり、またオースティンなりサルバドレのアイディアや議論の構造を検討する試みとしてはおもしろいのだが、私には、そもそものポルノの現実から離れてしまっていて、「ポルノグラフィ」という単なる概念・言葉を既成の理論の上でアナロジーで扱ってしまっているように思われる。

たしかに「悪いポルノ」が悪い社会的観念を再生産し、悪い社会的影響をもつということは十分にありえることだ*13。その一部は公害その他の環境汚染のように、人々の生活に個別に特定困難な悪影響を与えているかもしれない*14。こうした公衆衛生的な問題は、

*12 もっとも、ポルノ制作者たちが現在の社会の男性優位の発想やファンタジーその他を再現することによって、男性優位社会の現状を維持している、という指摘はできるだろう。そしてそれはポルノだけでなく、すべてのメディアがそうである。

*13 Antony (2017) がラングトンの言語行為論アプローチを批判したのちに、ハッキングの「ループ効果」などを参照した社会構築論的を提唱している。メディアと我々の日常生活のあいだに、相互に影響を与えフィードバックがあるのはたしかなことだと思われる。アントニーがあげている例は、メディアでの女性が体毛を除去しているためにその影響で現実世界の女性たちも体毛がないことが規範的になる、といった事例である。ただし、日常的に我々が考えている「女性」や「男性」がハッキングの考えている「同性愛者」その他のループ効果をひきおこすカテゴリーであるのかどうかはもうすこし検討が必要である。

*14 マッキノンの指摘はもともとこういうしたものだった。

哲学的にも実証的にも考察し探求すべき対象である。

しかしそれは、もし「悪いポルノ」が存在するなら、よく似た問題をあつかっているこれこれの理論にもとづけばこれこれの仕方悪い影響をもつであろう、などと語ることによって示されるべきではない。あらかじめ強力な影響力をもつ悪いポルノが大量に存在すると想定し、それを悪いポルノを名づけ、悪いポルノを見た悪い人々は悪い影響を受けて悪いことをするだろう、すくなくともその可能性があるはずだ、などど理論を操作してもたいしたことは言えるはずがないし、我々の知識を増やすどころか、すでにもっている偏見を強化するだけだ。もし哲学が現実世界を理解し、また現実世界をよりよいものに変革することを目指すものであるなら、産業や視聴者の現実を見ず、数ある批判に耳を貸さず、思いこみや古いデータにもとづいて、言葉と理論だけを操作する哲学は「悪い哲学」である。

ミッコラは *Pornography: A Philosophical Introduction* (Mikkola, 2019) を書く途中で経験的な事実と研究成果を参照することが非常に重要だと気づいたということだが、彼女が参照している実証研究としてあげられるのは、1990年代のフェミニスト研究者たちによる、現在では方法論的にかなり厳しい批判にさらされている研究を除けば、最近のものはシーラ・タラントの入門書 (Tarrant, 2016) や、日本の性犯罪・性暴力をあつかった Burns (2005) *Sexual Violence and the Law in Japan* 程度である*15。ミッコラは「ポルノの害と利益や、ポルノが何をしていると考えられるのかについて、本当に冷静に観察している経験的研究を見つけるのはむずかしい」と言うのだが、他分野の研究者のあいだで頻繁に参照されるダイヤモンドらの研究さえ参照されていない (Diamond, 2009; Diamond et al., 2011)。なぜそうなるのかの理由を想像するのはむずかしいが、ひとつには哲学者は哲学者の文献しか見ない傾向、反ポルノ派は反ポルノ派だけ、ポルノ賛成派は賛成派の文献しか見ないような傾向があるのかもしれない。やはり哲学研究者が応用哲学・応用倫理学をおこなうには、まずは事実を確認することからはじめなければならない。そして、単なる言葉と理論を想像上の対象に投影することは慎重になるべきだ。ミッコラが言うように、たしかにポルノ問題を考える哲学者に潜在的に危害をもたらすかもしれないポルノを見ろと要求するのは過大な要求かもしれないが、問題を分析した研究を参照することはできるはずだ。ミッコラはタラントの入門書のなかで、哲学者たちによる膨大な文献群に対する言及がほとんどないことに不満を洩らしているのだが、もし哲学者たちが、ごく限定された文献を読み、アームチェアでポルノそのものではなく過去のポルノの理論だけに集中しているなら、それは当然のことだ。

参考文献

Antony, Louise (2014) "Pornography and the Philosophy of Language," in Coleman, Lyndsay and Jacob M. Held eds. *The philosophy of pornography*: Rowman & Littlefield.

*15 このバーズのもの私は私も目を通して見たが、日本人の観点からするとかなり偏った情報源をもとにした研究で問題が多いように私には思われる。

- (2017) “Be What I Say: Authority Versus Power in Pornography,” in Mikkola, Mari ed. *Beyond Speech*: Oxford University Press.
- Burns, Catherine (2005) *Sexual Violence and the Law in Japan*: Routledge.
- Diamond, Milton (2009) “Pornography, Public Acceptance and Sex Related Crime: A Review,” *International Journal of Law and Psychiatry*, Vol. 32, pp. 304–314.
- Diamond, Milton, Eva Jozifkova, and Petr Weiss (2011) “Pornography and sex crimes in the Czech Republic,” *Archives of Sexual Behavior*, Vol. 40, No. 5, pp. 1037–43; discussion 1045–50, October.
- Dines, Gail (2011) *Pornland: How Porn has Hijacked our Sexuality*: Beacon Press.
- Green, Leslie (2000) “Pornographies,” *The journal of political philosophy*, Vol. 8, No. 1, pp. 27–52.
- Harris, Daniel W. and Rachel McKinney (2021) “Speech-Act Theory,” in Khoo, Justin and Rachel Katharine Sterken eds. *The Routledge Handbook of Social and Political Philosophy of Language*, pp. 70–90: Routledge.
- Itzin, Catherine ed. (1992) *Pornography: Women, Violence and Civil Liberties*: Oxford University Press.
- Jenkins, Katharine (2017) “What Women are For: Pornography and Social Ontology,” in Mikkola, Mari ed. *Beyond Speech*: Oxford University Press.
- Langton, Rae (1993) “Speech Acts and Unspeakable Acts,” *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 22, No. 4, Fall.
- (2009) *Sexual Solipsism: Philosophical Essays on Pornography and Objectification*: Oxford University Press.
- Loftus, David (2002) *Watching Sex: How Men Really Respond to Pornography*: Thunder’s Mouth Press.
- MacKinnon, Catharine A. (1987) *Feminism Unmodified: Discourses on Life and Law*: Harvard University Press, (キャサリン・マッキノン, 『フェミニズムと表現の自由』, 奥田暁子他訳, 明石書店, 1993) .
- Mikkola, Mari ed. (2017) *Beyond Speech: Pornography and Analytic Feminist Philosophy*: Oxford University Press.
- (2019) *Pornography: A Philosophical Introduction*: Oxford University Press.
- Searle, John R. (2010) *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*: Oxford University Press, (ジョン・R・サール, 『社会的世界の制作：人間文明の構造』, 三谷武司訳, 勁草書房, 2018) .
- Shor, Eran and Kimberly Seida (2020) *Aggression in Pornography: Myths and Realities*: Routledge.
- Tarrant, Shira (2016) *The Pornography Industry: What Everyone Needs to Know*: Oxford University Press.
- 江口聡 (2006) 「性的モノ化と性の倫理学」, 『現代社会研究』, 第9号, 京都女子大学.
- (2007) 「ポルノグラフィに対する言語行為論アプローチ」, 『現代社会研究科論集』, 第1号, 京都女子大学.

- (2010) 「性・人格・自己決定：セックスワークは性的自由の放棄か」, 『現代社会研究』, 第 12 号, 京都女子大学.
- (2016) 「「ノーはノー」から「イエスがイエス」へ：なぜ性的同意の哲学的分析が必要か」, 『現代社会研究』, 第 19 号.
- (2019) 「性的モノ化再訪」, 『現代社会研究』, 第 21 号.
- 江口聡・澤敬子・藤本亮・望月清世・南野佳代 (2004) 「ジェンダーと法：フェミニズム法学の課題に関する予備的研究」, 『現代社会研究』, 第 6 号, 京都女子大学現代社会学部.

- 欧米1970～ セックス革命、ハードコアポルノ雑誌・映画・ビデオの流行、蔓延する性暴力・セクハラ
- 1970～80年代の第二波フェミニズム：性暴力・性差別とポルノの関係への注目「ポルノは理論、レイプは実践」
- キャサリン・マッキノンとアンドレア・ドウォーキンの反ポルノ運動、「ポルノグラフィ」＝「女性の従属・劣位subordinationを性的に露骨に描写したもの」
- ポルノは「スピーチ」、米国憲法修正第一条はスピーチをほぼ絶対的に保護、違憲審査は厳格審査基準、真にやむを得ない目的（利益）、必要不可欠・必要最小限の手段
- ポルノと性暴力のあいだの因果関係の立証は困難
- → ポルノはスピーチであるとともに「行為」だ！ポルノは悪いことをしている！（厳格審査基準ではなくより緩い「厳格な合理性基準」、手段が目的との関係で効果的で過度でないならOK、が使える？）
- マッキノン：ポルノは行為、(1) ポルノは女性をモノ化し格下げ従属させる(格下げ論)、(2) ポルノは女性を（男性の望むようにエロチックに）構成する（構成論）
- → ラングトン：J. L. オースティンの言語行為論がポルノが行為であることを理解させてくれる
- → ジェンキンス：サールの社会存在論が、ポルノが劣位にあるものとしての女性をつくりだしていることを理解させてくれる